

道路特定財源に関する意見書

道路は、豊かな市民生活の実現と地域間連携、或いは市域の均衡ある発展を図る上での最も基本的な社会資本であり、その果たす役割は極めて重要である。

こうした中、昨年１２月の豪雪の影響により、今年度の除雪経費は例年の３倍近くに達し、本市の財政を圧迫する状況となっている。政府における除雪経費に対する補助制度の迅速な適用と補助金の配分は誠に適切な措置であり、深く感謝しているところである。今後とも、この制度の継続と適切な運用をお願いしたい。

また、市域の約９０％を急峻な山林で占める地形的条件から自動車交通への依存度は高く、東海環状自動車道、東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道を基軸として一般国道、県道及び市道との道路ネットワークの整備が急務となっている。

しかし、道路網は極めて脆弱であり、未だ、危険箇所や交通規制区間が多く残り市民の安心と安全の確保と地域活性化に向けた道路整備は喫緊の課題である。また、税収の落ち込みと地方交付税の削減により極度の財政危機に喘ぐ本市にあって、道路財源の確保は大きな課題である。

したがって、道路特定財源の地方への配分については、引き続き所要額を確保して頂きたい。

国においては、構造改革の一環として道路特定財源を一般財源化することを前提に、具体案を作成されることとなっているが、その検討に当たっては、納税者である自動車ユーザーの理解の得られる範囲で、受益者負担という制度の趣旨を踏まえ、必要な道路財源を確保し、遅れている地方の道路整備に支障をきたすことのないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成１８年３月２２日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

経済財政担当大臣 様